沿道掘削施行協議書に係る本人確認の方法について

　申請時に、申請者の本人確認及び申請の真意確認のため、下記の資料の添付又は提示をお願いします。

　なお、申請者の押印（代表者印、角印、認印）がある場合や、申請者本人による署名（法人の場合は代表者による署名）がある場合は、本人確認の必要はありません。

１　申請者本人が窓口で提出する場合

　１）申請者が個人の場合

　　　・免許証、マイナンバーカード等の提示

　２）申請者が法人の場合

　　　・社員証、名刺等の提示

２　申請者と窓口提出者が異なる場合（請負工事業者等が提出する場合）

　下記の両方

　　・申請者と窓口提出者との関係が分かる工事契約書等の写しの添付

　　・窓口提出者の社員証、名刺等の提示

３　委任状の本人確認方法

　　下記のいずれか

　　・委任者の免許証、マイナンバーカード等の写しの添付（個人の場合）

　　・委任者の法人の登記書類、印鑑証明等の写しの添付（法人の場合）

　　・委任者と受任者（協議申請者）の関係が分かる工事契約書等の写しの添付